

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ パート収入と税金

**Q** : 妻がパートで仕事をするようになりました。妻の年収が一定額をオーバーすると控除が受けられないと聞いたことがあります。

妻の年収はどの程度までにおさえておけばよいのでしょうか。

**A** : パートの年収が103万円以下なら配偶者控除が受けられます。

### 【解説】

夫に所得があり、妻がパートで働く場合を考えると、次の3つの問題があります。

- (1) 妻自身に税金がかからないパート収入  
パート収入は、通常、給与所得となります。課税される所得は、パートの年収から、給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。したがって、年収が103万円以下であれば、所得税はかかりません。
- (2) 夫の控除対象配偶者になれるパート収入の限度額  
年収が103万円以下であれば、控除対象配偶者になれる。配偶者控除額は所得税の場合38万円です。
- (3) 夫が配偶者特別控除を受けられるパート収入の限度額  
年収が141万円未満であれば、配偶者特別控除が受けられます。配偶者特別控除は、妻の所得によって調整されますが、最高額は所得税の場合38万円です。また、夫の年間所得金額が1千万円（給与収入で約1231万円）を超える年には受けることができません。

